Information

No. 2026-62　Date 2026.10.

診療報酬（検体検査関連）についてのお知らせ

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（令和８年９月30日付.保医発0930第２号.令和８年10月１日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項　目　名	保険点数	区　　分
CXCL10（髄液）	1923点	区分番号「D004」 穿刺液・採取液検査 （尿・糞便等検査）

D004（15）
CXCL10（髄液）は、HTLV－1関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてELISA法により測定した場合に、原則として1年に1回に限り、1923点を算定する。
ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
ア　新たにHTLV－1関連脊髄症と診断された患者
イ　既にHTLV－1関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者

●弊社受託未定

項　目　名	保険点数	区　　分
抗酸菌核酸多項目同時検出 （計28項目以上）	963点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 （微生物学的検査）

D023（43）
喀痰又は培養菌中のDNA検出を目的として、PCR-rSSO法により抗酸菌核酸多項目同時検出（計28項目以上）を実施した場合に、一連の治療につき1回に限り、963点を算定する。
ア　以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
（イ）BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者
（ロ）肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者

裏面に続きます

株式会社 第一岸本臨床検査センター
札幌本社：〒007-0867 札幌市東区伏古七条三丁目5番10号 ☎0570-085-212 FAX(011)787-2191

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。
感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

●弊社受託未定